

# 名誉会員称号授与

(2021 年 12 月)

## ■ 名誉会員条件

- (1) 本会会員としての在籍累計期間が、20年以上の者
  - (2) 本会運営委員としての在籍累計期間が、10年以上の者
  - (3) 本会会長としての功績があった者
  - (4) 本会編集委員長・事務局長・専門部会の貢献度・その他の企画運営など、本学会及び  
版画界に特別な功労があった者
- 上記のいずれかに該当し、65歳以上の者

## ■ 名誉会員称号授与の流れ

会員は、運営委員会に対して名誉会員条件に該当する者を、**学会員 3 名以上の推薦**に基づき、事務局に所定の書類を提出することで提案することができる。

### 事務局へ推薦書を提出

版画学会 HP より名誉会員推薦書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ学会事務局にメール送信、または郵送する。



### 運営委員会で審議

運営委員会が妥当と判断した場合、本人の承諾を得たうえで運営委員会が総会へ推薦する。



### 夏季総会または定期総会で審議



### 名誉会員称号授与